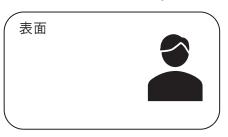
Ⅱ 学籍等

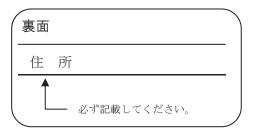
- 1. 学生証等
- 2. 身上異動の届出
- 3. 授業料の納付
- 4. 学籍の異動
- 5. 処分

1. 学生証等

1) 学生証

学生証は、学部、学科、学籍番号、氏名、生年月日などが記載されており、本学の学生であることを証明する重要な身分証です。在学期間中は、汚したり紛失したりすることがないように大切に取り扱い、常に携帯するよう心がけてください。学生証の有効期間は卒業年度末(4年間)までです。なお、卒業、転学、退学、除籍などにより学生の身分を失ったときは、直ちに学務課に学生証を返還しなければなりません。





※ 学生証裏面の住所欄に現住所を必ず記載してください。住所の変更があった場合は、シールを 渡しますので、学務課へ申し出てください。

以下のような場合に、学生証の提示が必要となります。

- (1) 定期試験(追再試験を含む。)を受ける場合
- (2) 各種証明書の申請を行う場合
- (3) 図書館を利用する場合
- (4) 定期乗車券、学生割引乗車(船)券を購入する場合
- (5) 本学教職員から提示の要求があった場合
- (6) その他

2) 学生証の再交付

学生証を紛失、破損又は記載事項に変更が生じた場合は、速やかに再交付手続きを行ってください。また、紛失・恣難の場合は悪用による被害を避けるため、最寄りの警察署に必ず届け出てください。

3) 学籍番号

学籍番号は、入学時より卒業後も変わらない個人固有の番号です。学内での事務手続きは、すべてこの番号によって行われますので、記入の際は誤りのないように留意してください。

学籍番号は、入学年度(西暦下 2 桁)、学部記号(1 桁)、学科記号(1 桁)、個人番号(3 桁)からなります。なお、大学から付与されたメールアドレスは、学籍番号に「st」が付されていますが、「st」は、学籍番号に含めませんので注意してください。

例) 2023 年度栄養学科入学者の場合 学籍番号 2312001



2. 身上異動の届出

入学時に「入学誓約書」及び「学生調査書」にて本学へ届け出を行っている次の内容に変更が生じた場合は、速やかに所定の手続きを行ってください。手続き(変更)を怠ると、重要書類の不通、諸手続の遺漏など学籍管理上の支障を招く原因となりますので十分に注意してください。

1) 届出が必要な変更事項

在学中に、学生本人、保証人、保護者、学費支弁者等の氏名、現住所、電話番号(携帯電話を含む。)などに変更が生じた場合。

2)提出先

速やかに「住所変更届(所定用紙)」に必要事項を記入のうえ、学務課に提出してください。

3. 授業料の納付

1)授業料の納期

授業料は、年額の2分の1相当額を前期(4月中)及び後期(10月中)に、それぞれ指定金融機関の預金口座から引落しによる納付となります。

区 分	納期	
前期(4月から9月まで)	4月中	
後期 (10月から翌年3月まで)	10 月中	

注) 引落日が金融機関の休業日となる場合は、翌営業日となります。

2)授業料の未納

授業料未納の間は、各種証明書の発行が認められないほか、履修登録及び定期試験の受験資格が無効となります。やむを得ない事由で期日までに、授業料を納付できない場合は、納付期限の2週間前までに「授業料延納願」を提出し許可を得ることにより授業料の延納が可能となります。手続きについては、総務課まで相談してください。

3) 留年学生及び卒業延期学生の授業料

留年学生及び卒業延期学生の授業料等の取扱いは次のとおりとなります。

- (1) 在籍料 年間 100 千円
- (2)授業料

- ・当該年度又は学期中に履修登録した科目の単位数により算出した額を授業料として納付しなければなりません。ただし、その授業料納付額は、当該学科の学年の当年度又は学期の授業料の額を上限額とします。
- ・1単位当たりの授業料の額は、当該学科の授業料の4年間の合計額を卒業に必要な単位数で除した額(千円未満切り捨て)となります。

4) 兄弟姉妹同時在学時の授業料の免除

兄弟姉妹が同時に本学に在学した場合に、入学年度に限り新入生の経済的負担を軽減するために 授業料の一部を免除します。本学所定の様式により、同時在学学生の兄弟姉妹を証明する書類を添 付して出願してください。

- (1) 免除対象者 本学に在学する新入生
- (2) 免除期間 入学年度
- (3) 免除額 300 千円
- (4) 免除方法 後期に納付すべき授業料から免除額を控除します。但し、大学等における修学 支援に関する法律及び関係法令による減免対象者に採択された新入生は、前期 及び後期に納付すべき授業料から免除額の2分の1相当額を控除します。

4. 学籍の異動

1)休学

- (1) 病気その他やむを得ない事由により、2ヶ月以上修学できないときは、その事実を証明する 書類を添えて、保証人(保護者)連署のうえ所定の「休学願」を学務課に提出し、学部長の許 可を得ることにより休学することができます。
- (2) 休学期間は、休学を許可された日から当該学期末又は当該年度末までとなります。なお、休学期間が終わっても復学の見込みがなく、翌年度も休学を希望する場合は、改めて「休学願」を提出してください。ただし、休学期間は連続して2年、通算して4年を超えることはできません。
- (3) 前期又は後期の途中で休学する場合は、休学期間の授業料は徴収しません。なお、すでに納付された授業料は復学する年度の前期又は後期の授業料に充当します。
- (4) 奨学生として採用されている者が休学をする場合は、所定の手続き後に超過貸与分の即時返金が必要となる場合があります。
- (5) 休学期間は、在学期間に算入されません。

2) 復学

- (1) 休学期間の満了時又は休学している者が復学しようとするときは、保証人(保護者)連署の うえ、所定の「復学願」を学務課に提出しなければなりません。願い出に基づき、学部長の許 可を得ることにより復学することができます。
- (2) 前期又は後期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を復学した月に納付しなければなりません。
- (3) 病気による休学者が復学しようとするときは、医師による「診断書」を添えなければなりません。

3) 退学

- (1) 病気その他やむを得ない事由により退学をしようとする場合は、保証人(保護者)連署のうえ 所定の「退学願」に学生証を添えて学務課に提出し、学長の許可を得なければなりません。
- (2) 退学をする場合は、在籍する年次・学期末までの授業料を納付していなければなりません。
- (3) 奨学生として採用されている者が退学をする場合は、所定の手続き後に超過貸与分の即時返金が必要となる場合があります。

4)除籍

次のいずれかに該当する者は、学則に基づき除籍となることがあります。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促をしてもなお納付しない者
- (2) 学則第15条に定める在学年限を超えた者
- (3) 学則第34条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

5) 復籍

授業料の未納により除籍となった者が復籍を希望するときは、復籍する月までに未納授業料に相当する金額の納付及び保証人(保護者)連署のうえ、所定の「復籍願」を学務課に提出して学長の許可を得なければなりません。

6)編入学及び再入学

- (1)編入学を希望する者は、指定の期日までに出願書類等に入学検定料を添えて提出しなければなりません。
- (2) 編入学の選考は学生募集要項に定めるところにより選考を行います。
- (3) 選考に基づき合格通知を受け、指定された期日までに入学手続きを完了した者には、学長が入学を許可します。
- (4) やむを得ない理由で本学を退学した者が、その後2年以内に再入学を志願するときは、「再 入学願」を学務課へ提出することにより、学長が入学を許可することがあります。
- (5) 入学を許可された者が、既に履修した科目及び単位数の取り扱い並びに修業年限は学長が決定します。
- (6) 学則第46条に規定する懲戒処分により退学した者は、再入学することはできません。

7) 転学科

- (1) 欠員がある場合、他学科への変更を志願することができます。
- (2) 転学科の時期は4月とし、希望する学生は指定の期日までに転学科願書を提出しなければなりません。
- (3) 選考により学長が許可します。ただし、転学科を許可された学生は、再度の転学科はできません。

5. 処分

学生としての本分に反する行為をした場合は、学則第 46 条および札幌保健医療大学学生の懲戒に関する規程に基づき懲戒処分となります。